

## 「商標の一般的違法に関する判断基準」の理解と適用（七）

第二十五条 団体商標、証明商標の権利者が「商標法実施条例」第四条第二項及び「団体商標、証明商標の登録・管理弁法」第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条の規定に違反した場合、商標法執行部門は「団体商標、証明商標の登録・管理弁法」第二十二条の規定に従って処理する。

本条は、団体商標、証明商標の権利者が法定義務に違反した場合の処理方法を規定している。

「商標法実施条例」第四条第二項には、「地理的表示を証明商標として登録する場合、その商品が当該地理的表示の使用条件に合致する自然人、法人又はその他の組織は、当該証明商標の使用を要求することができ、当該証明商標を管理する組織はそれを認めなければならない。地理的表示を団体商標として登録する場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件に合致する自然人、法人又はその他の組織は、当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を要求することができ、当該団体、協会又はその他の組織はその定款に基づいて会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を要求しない場合であっても、当該地理的表示を正当に使用することができ、当該団体、協会又はその他の組織はそれを禁止する権限を有しない。」と規定されている。

「団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法」第十四条には、「団体商標登録権者の構成員に変更がある場合、登録権者は商標局に対して登録事項の変更を申請し、商標局はこれを公告しなければならない。」と規定されている。第十五条には、「証明商標の登録権者は他人がその商標の使用を許可する場合、一年間以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告しなければならない。」と規定されている。第十七条には、「団体商標登録権者の構成員は、当該団体の使用管理規則に規定された手続を履行した後、当該団体商標を使用することができる。団体商標は非団体構成員に使用を許諾してはならない。」と規定されている。第十八条には、「証明商標使用管理規則に規定された条件を満たし、当該証明商標使用管理規則に規定された手続を履行した者は当該証明商標を使用することができ、登録権者はこの手続を拒絶してはならない。『商標法実施条例』第六条第二項（現在の第四条第二項）にいう『当該地理的表示を正当に使用』とは、当該地

地理的表示の地名を正当に使用することである」と規定されている。第二十条には、「証明商標の登録権者は、自分が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない。」と規定されている。第二十二條には、「実施条例第六條（現在の第四條）、本弁法第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十条の規定に違反する場合、工商行政管理部門は期限を定めその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科す。但し最高額が三萬元を超えてはならない。違法所得がない場合、一萬元以下の罰金を科す。」と規定されている。

第二十六條 団体の構成員以外が製造した商品が地理的表示の条件に適合する場合は、その地理的表示の地名を正当に使用することができる。ただし、地理的表示として登録している団体商標の標識を使用する権利は有しない。

本条は、地理的表示における地名の正当な使用を規定している。

商品が地理的表示の使用条件を満たしている場合、関連当事者は、当該地理的表示における地名を善意で正当に使用することができるが、地理的表示として登録された団体商標標識については使用することができず、使用した場合には商標権侵害行為に該当し、商標登録権者は、それを禁止する権限を有する。当事者が地理的表示における地理的名称を産地標識としてのみ使用し、地理的表示の意図で使用していない場合には、正当な使用と認定されるべきである。すなわち、地名の使用は単に自身の製品の産地を示すためだけであり、フォントの大きさ、色などを変えることで地名を強調して使用してはならない。例えば、商品パッケージの裏面の商品情報に産地表示「産地〇〇」を一般フォントで明示する使用方式は、単に商品の産地情報を示すだけのものであり、関連公衆は、通常、商品の特定の品質に関連づけることはないため、「地名を正当に使用する」に該当する。さらに、登録商標専用権者以外の他の市場主体は、経営活動において、登録商標専用権を尊重しなければならない。例えば、潼関ロージャーモー協会は、第 30 類の



商品「ロージャーモー（中国式ハンバーガー）」に第 14369120 号団体商標「潼関肉夾饅頭」を登録した。登録者は、当該団体商標の使用を潼関の特定地域以外の業者に許諾して加盟料を徴収する権限も有しなければ、生産されたロージャーモーがこの地理的表示条件に適合する非団体構成員による当該団体商標における地名「潼関」の正当な使用及びロー

ジャーモー生産経営企業による汎用商品名「ロージャーモー」の使用を禁止する権限も有しない。ただし、ロージャーモー協会の団体構成員以外の第三者は、図形、特定の表



記方法の文字とピンインを持つ商標標識「 羅美内美圖」を使用する権利を有しない。

## 事例 11

舟山市水産流通・加工業界協会が北京永輝スーパー有限公司による商標専用権侵害を訴えた紛争

2011年2月15日、舟山市水産流通・加工業界協会は、北京市朝陽区十里河弘燕南一路にある永輝スーパー山水文園店でパッケージに「特選舟山帶魚」と明示された箱入り帶魚（太刀魚）が販売されており、このパッケージには同協会が専用権を有する第



5020381号登録商標「」の主要な部分である「舟山帶魚」という文字が強調して使用されていることを発見し、上記商品が侵害商品にあたると思った。同協会は、北京永輝スーパー有限公司（以下、「永輝スーパー」という）を相手取って、北京市朝陽区人民法院（以下、「朝陽法院」という）に提訴し、永輝スーパーに直ちにパッケージに「特選舟山帶魚」と明示された当該の箱入り帶魚（太刀魚）商品の生産・販売を停止させ、損害を賠償させるよう法院に申し立てた。



朝陽法院は、次のように判断した。証明商標「」の登録が認可され、登録されことは、舟山市水産流通・加工業界協会が、当該証明商標によって証明された特定の商品の品質を監督する能力を有し、相応の承認を得たことを裏付けている。したがって、



登録された日から、商標登録権者は、証明商標「」を使用した商品を独占的に監督・管理する正当な理由と、法定の権利を有し、他者はその許諾を得ずに同一又は類似



の商品に証明商標「」又はそれに類似する標識を使用してはならない。また、浙江省舟山海域に由来しない自然人、法人又は他の組織がその商品に当該商標又は類似標識を表示した場合、舟山市水産流通・加工業界協会は、証明商標の権利侵害を禁止し、法律に基づいて責任を追及する権利がある。永輝スーパーが当該帶魚（太刀魚）商品に

使用している「特選舟山帶魚」は、登録商標とは異なるが、その構成中には登録商標の文字部分が含まれており、かつ際立った方法で表示されているため、関連公衆に係争商品が浙江省舟山海域に由来する帶魚（太刀魚）であると認識させやすい。当事者が、その生産、販売した係争商品の原産地が浙江省舟山海域であることを証明できずに係争商品に「特選舟山帶魚」と表示する行為は、正当な使用ではなく、舟山市水産流通・加工業界協会の商標権を侵害しており、相応の法的責任を負わなければならない。2013年3月11日、朝陽法院は、(2013)朝民初字第7204号民事判決を下し、永輝スーパーに判決発効日から直ちに「特選舟山帶魚」と表示された箱入り帶魚（太刀魚）商品の販売を停止し、舟山市水産流通・加工業界協会の経済損失などの費用4,200元を賠償するよう判決を下した。

## 事例 12

五常市米協会が李某による商標専用権侵害を訴えた紛争

五常市米協会は2001年7月21日に第30類の商品「米、米製品」について「漢字『五

常』+ピンイン『WUCHANG』+図形」を組み合わせた第1607996号証明商標「」を、2007年12月21日に第30類の商品「米」について第5789043号証明商標「五常大米」をそれぞれ登録した。五常市米協会が制定した「証明商標『五常米』の使用管理規則」では、証明商標「五常米」の使用条件、使用申請の手続、管理、保護などが規定されている。証明商標「五常米」を使用する製品の生産地域範囲は、五常市内における「C」字状の盆地内の、龍鳳山ダムや拉林河、溪浪河水系で灌漑された水田である。李某は、個人商工業者であり、経営範囲は包装食品の卸売兼小売である。五常市米協会はこの個人商工業者で一袋10キロの米を51円で購入した。米の外包装正面の一番上の中央部に

は「五常」という文字が強調して表示され、左側には商標「」と表示され、「五常」という文字の下には順に「自然香 生態米」「金虎長粒香」と虎の図案が表示され、包装の底部には「黒竜江五常香米基地」と「北京金利興盛糧油商貿有限公司」という文字が表示されていた。上記の管理規則に適合しない使用者が許諾を得ずに米商品に証明

商標「」「五常大米」と同一又は類似の標識を使用する行為に対して、五常市米

協会は、法に基づいて商標権侵害の責任を追及する権利がある。李某が販売していた係争米の包装袋には「五常」という文字が表示されており、上記使用方式は、商標的な使用行為に当たる。係争米製品と2件の係争証明商標の指定商品とは同一商品であり、その包装袋に使用されている「五常」標識は係争登録商標とは類似商標に該当する。李某は、係争製品の包装袋に自分の商標を合わせて使用していたが、これは係争証明商標の専用権侵害の法的責任を免れる正当な事由とはならない。

### 事例 13

聶某が登録商標「廬山雲霧茶」の専用権を侵害した茶葉を販売する事例

瑞昌市の法執行者は当事者が販売した茶箱(袋)に登録商標「廬山雲霧茶」の商標標識、「江西九江廬山雲霧茶葉協会監修」などの文字が表示されていることを発見した。当事者は、証明商標「廬山雲霧茶」の使用許諾証明資料も仕入先の資質証明も提示することができなかった。法執行機関は、法に基づいて当事者に対して直ちに権利侵害行為を停止するよう命じ、権利侵害茶箱 131 箱、権利侵害茶葉 10 袋を没収し、5,000 元の行政処罰を科した。

第二十七条 団体商標の登録権者が次の各号のいずれかに該当する場合、「団体商標、証明商標の登録・管理弁法」第二十一条に定める「同商標の使用を効果的に管理又は制御していない状況」とみなす。

- (一) その団体商標の使用管理規則に違反した構成員が責任を負っていない場合
- (二) その団体商標を使用する商品の検査・監督制度が効果的に運用されていない場合
- (三) その他の同商標の使用について効果的な管理あるいは制御がされていない場合

本条は、団体商標の登録権者が団体商標の使用を効果的に管理又は制御していない状況について規定している。

団体商標の登録出願時に提出される「商標使用管理規則」は、団体構成員の義務及びその責任を明確に規定しなければならない。団体構成員が「商標使用管理規則」に規定されている義務を履行していない場合、団体商標の登録権者は「商標使用管理規則」に従って懲戒しなければならない。団体構成員の規則違反行為を放置することにより、違

反者が義務を履行していないにもかかわらず、相応の責任を負わされていない場合、団体商標の登録権者が同商標の使用を効果的に管理又は制御していない状況に該当する。また、「商標使用管理規則」は当該団体商標を使用する商品の検査監督制度を明確に規定しなければならない。商標登録権者の都合により、検査監督制度が形骸化した場合も、団体商標の登録権者が同商標の使用を効果的に管理又は制御していない状況に該当する。「団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法」第二十一条には、「団体商標、証明商標登録権者は、当該商標の使用を有効に管理せずに当該商標が使用された商品が使用管理規則の要求を満足せず、消費者に損害を及ぼした場合、工商行政管理部门は期限を定めてその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科す。ただし、最高額が三万元を超えてはならない。違法所得がない場合、一万元以下の罰金を科す。」と規定されている。

第二十八条 証明商標の登録権者が次の各号のいずれかに該当する場合、「団体商標と証明商標の登録・管理弁法」第二十一条に定める「同商標の使用を効果的に管理又は制御していない状況」とみなす。

- (一) その証明商標の使用管理規則に違反した使用者が責任を負っていない場合
- (二) その証明商標を使用する商品の検査・監督制度が効果的に運用されていない場合
- (三) その他の同商標の使用について効果的な管理又は制御がなされていない場合

本条は、証明商標の登録権者が証明商標の使用を効果的に管理又は制御していない状況を規定している。

証明商標登録出願時に提出される「商標使用管理規則」においては、証明商標の被許諾者の義務及びその責任を明確に規定しなければならない。被許可者が「商標使用管理規則」に規定されている義務を履行していない場合、商標登録権者は、「商標使用管理規則」に従って懲戒しなければならない。被許諾者の規則違反行為を放置することにより、違反者が義務を履行していないにもかかわらず、相応の責任を負わされていない場合については、証明商標の登録権者が同商標の使用を効果的に管理又は制御していない状況に該当する。また、「商標使用管理規則」においては、当該証明商標を使用する商品の検査監督制度を明確に規定しなければならない。商標登録権者の都合により、検査

監督制度が形骸化した場合についても、証明商標の登録権者が同商標の使用を効果的に管理又は制御していない状況に該当する。「団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法」第二十一条には、「団体商標、証明商標登録権者は、当該商標の使用を有効に管理せずに当該商標が使用された商品が使用管理規則の要求を満足せず、消費者に損害を及ぼした場合、工商行政管理部門は期限を定めてその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科す。ただし、最高額が三万元を超えてはならない。違法所得がない場合、一万元以下の罰金を科す。」と規定されている。

第二十九条 「印刷業管理条例」、「商標印刷管理弁法」にいう商標標識とは、商品と共に流通する商標を有する有形の媒体をいい、登録商標を構成する標識及び未登録商標を構成する標識が含まれる。

商標標識は、通常、表示される商品から独立したものであり、商品そのものとしての機能を有しない。

本条は商標標識の意味を規定している。

商標標識とは、商品と共に流通分野に入る商標を有する有形の媒体を指す。商標標識は、それを表示された商品とは区別されており、商標標識は相対的な独立性を有し、商品との関連機能を有しない。商標の文字や図形を表示している商品自体、商品の部品、商品自体の主要原材料(商品の包装物を含まない)は、商標標識に該当しない。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/17/art\\_66\\_180377.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/17/art_66_180377.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。